

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
○県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の完了 (公園下水道課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (〃)	2
○市町村営土地改良事業の変更の同意 (3件) (〃)	2
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (2件) <9・21掲示>	2

告 示

高知県告示第648号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート瀬戸店

高知市瀬戸西町三丁目13-1

(4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前10時	午後10時
有限会社ひこばえ薬品	午前10時	午後10時
森田生花店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後10時
有限会社ひこばえ薬品	午前9時	午後10時
森田生花店	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前10時から午後10時まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

(5) 変更年月日

平成19年9月21日

2 届出年月日

平成19年9月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

高知市産業政策課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第649号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示す

る。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町馬荷字コバタ山4444の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第650号

国土交通省国土地理院長から平成19年6月高知県告示第434号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成19年7月20日に終わった旨の通知があつたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡越知町五味字ヒビノキ原2736番1から	前	10.4	101
		21.0	
高岡郡越知町五味字ヒビノキ原2747番1まで	後	10.4	101
		47.0	

高知県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 栗山大津
3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市介良字横堀乙 2652番1から 高知市介良字長崎乙 3108番2まで	前	4.2 12.1	340
	後	12.0 12.8	340

高知県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年10月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 伊野仁淀
3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町五味字ヒビノ キ原2736番1から 高岡郡越知町五味字ヒビノ キ原2747番1まで	101	平成19年10月5日

高知県告示第654号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定に基づき県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 公共下水道の名称
　　椿原町特定環境保全公共下水道
2 工事の内容及び工事の区域又は区間

- 終末処理場 高岡郡椿原町飯母3043番、3044番1から3044番3まで、3045番、3046番及び3047番1
3 工事の完了予定日
　　平成19年10月12日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大方西部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎
役名 氏名 住所

(退任)

理事	佐野 榮喜	幡多郡大方町下田の口1281-1	
"	佐野 直	" " "	1128
"	佐野 司	" " "	1176-2
"	佐野 亘由	" " "	1175
"	森岡 隆基	" " "	1283
"	徳廣 方夫	" " "	121
監事	野並 武	" " "	199
"	野並 萬	" " "	1185

(就任)

理事	佐野 榮喜	幡多郡黒潮町下田の口1281-1	
"	佐野 直	" " "	1128
"	佐野 司	" " "	1176-2
"	佐野 亘由	" " "	1175
"	森岡 隆基	" " "	1283
"	佐野 三男	" " "	1167-2
監事	野並 武	" " "	199
"	野並 萬	" " "	1185

県営土地改良事業窪川西部地区(天ノ川換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
　　(1) 換地計画書の写し
　　(2) 現形図及び換地図
2 縦覧期間
　　平成19年10月5日から同年11月5日まで
3 縦覧場所

四万十町役場

- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業(窪川四万十地区中山間地域総合整備事業(松葉川中部地区用排水路))の計画の変更について平成19年9月21日に同意した。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業(窪川四万十地区中山間地域総合整備事業(大井野地区用排水路))の計画の変更について平成19年9月21日に同意した。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業(窪川四万十地区中山間地域総合整備事業(大井野地区暗渠排水))の計画の変更について平成19年9月21日に同意した。

平成19年10月5日

高知県知事 橋本 大二郎

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成19年10月12日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成19年9月21日(掲示済)

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類

平成19年9月21日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市五台山字葛目山4699番の土地の所有者兼関係人（物件所有者）
住所不明 長崎 丑
住所及び氏名不明 亡長崎竹の相続人

~~~~~  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成19年10月12日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成19年9月21日（掲示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類  
平成19年9月21日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
(1) 次のアからエまでの土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者  
住所不明 戸梶 マサノ  
住所不明 戸梶 仁一郎  
ア 境界不明。ただし、高知市仁井田字日ノ裏3725番1、3725番2又は3725番3  
イ 境界不明。ただし、高知市仁井田字日ノ裏3723番1、3725番1、3725番2又は3725番3番  
ウ 境界不明。ただし、高知市仁井田字日ノ裏3723番4、3725番1、3725番2又は3725番3番  
エ 境界不明。ただし、高知市仁井田字日ノ裏3723番5、3725番1、3725番2又は3725番3番  
(2) 高知市仁井田字大谷3069番及び3070番の土地の所有者のうち次の者

住所不明 戸梶 マサノ  
住所不明 戸梶 仁一郎